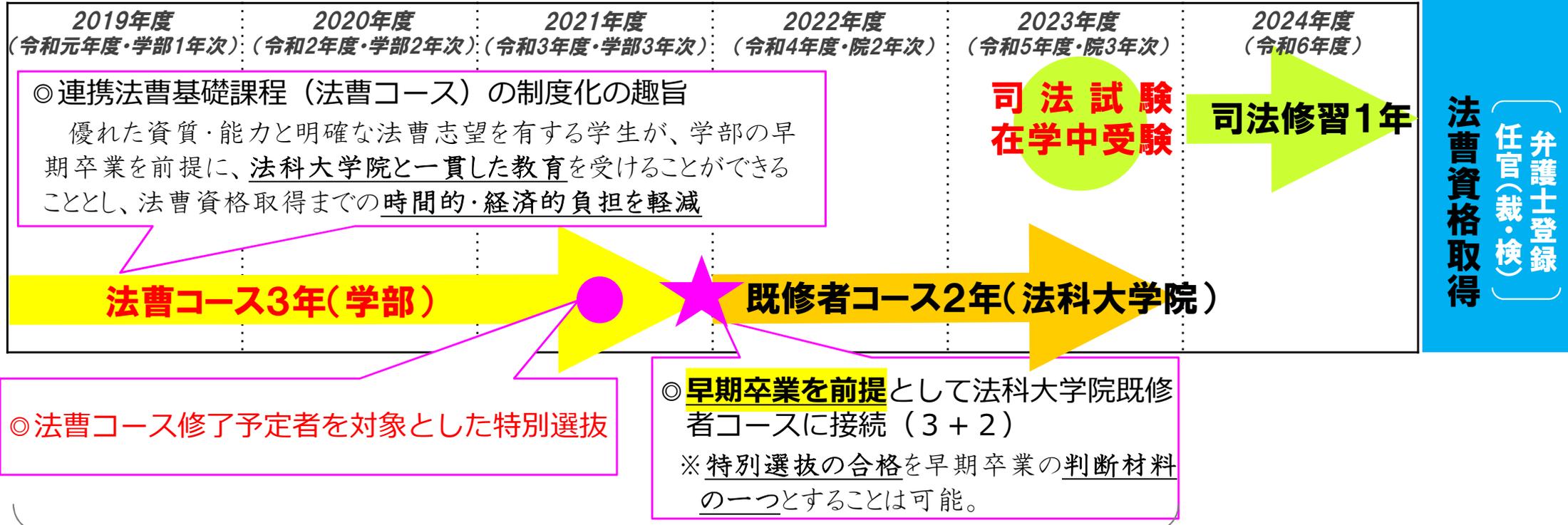


2020年度(令和2年度)から始まる新しい法曹養成ルート

※赤字部分が新たに制度化される事項

1. 法曹養成ルートにおける養成期間の短縮(制度的な「3+2」の実現により養成期間を最大1年8月短縮)



2. 法曹養成連携協定の締結と文部科学大臣認定について



① 法曹養成連携協定は、法曹コースを開設するA大学と法科大学院を設置するB大学との間で締結

◎ 法曹養成連携協定に定める主な事項

- ・学部・大学院一貫した法曹養成を可能とする教育課程の編成
- ・法曹コースにおける成績評価基準
- ・法曹コース修了予定者を対象とした入学者選抜の方法 等

② 両大学で締結した協定は、B大学(法科大学院)から文部科学大臣へ申請

③ 文部科学大臣は、法令で定める基準に適合している場合は、申請された協定を認定